日本航空 OB 乗員 有志の会ニュース

2012. 01. 30

No.12- 012

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

最終準備書面トピックシリーズ（8）

虚偽で「二次破綻」の脅し　その２

「更生計画案」への賛成を得るために「整理解雇」方針を決定・公表する必要があった」という虚構

（以下、準備書面　第１部　第２　５（1）　より抜粋）

（この色の見出しは世話人による）

主要債権者は更生計画案の提出段階から賛意を示していた

実務上、管財人は、更生計画の作成にあたって事前に大口更生債権者等と調整を図り関係人に理解の得られた更生計画案を作成するよう努めているとされている（西岡清一郎外編「会社更生の実務（下）」251 頁）。
本件のような大規模会社更生手続において、そのような事前調整がなされていないとは考えられない。

片山証人は、本件が事前調整型の再建手続であったと証言している。
本件では、更生手続開始申立て以前の段階から主要な債権者との間で協議･調整と再建策についての合意がなされていた（片山証人調書 19 頁）。
更生手続開始申立以前の段階で、再建策について同意が得られていた以上、更生計画案の作成・提出にあたっても、主要な債権者との間の調整・合意がなされていたことは間違いない。

片山証人自身、当初の事業再生計画を見直して、２０１０年６月に「深堀り前倒し」の新事業計画を策定した経緯について、債権者の要請に基づくものであると証言している。新事業計画及び更生計画案は、債権者の要請に基づき作成され、その理解と賛同を得られた内容のものであったことは明白である。

したがって、主要債権者らは、本件の更生計画案について、裁判所へ提出される時点において、すでに賛成の意向を持っていたと考えるべきである。

現に、被告の主要債権者（主力５行）のうちの最大の債権者であった株式会社日本政策投資銀行（以下「DBJ」という。2009 年 9 月 30 日現在の主力５行の被告に対する債権残高等は下記のとおりである。DBJ は主力５行の中でも群を抜いた大口債権者であった。）は、2010 年 8 月 31 日付で、被告が裁判所に提出した更生計画案について賛成する意向であることを機構に通知している（2010 年 8 月 31 日付「DBJ」ホームページ）。

ＤＢＪ	２７５８億円
国際協力銀行	２０１億円
みずほコーポレート銀行	７７４億円
三菱東京ＵＦＪ銀行	７３４億円
三井住友銀行	４３３億円

（2009 年 10 月 29 日付「週刊ﾀﾞｲﾔﾓﾝﾄﾞ」ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ）

最大の債権者である DBJ が更生計画案提出の段階から賛成を表明していたということからすれば、残りの債権者らも同様に賛成していたことは想像に難くない。要するに主要債権者らは、更生計画案の提出段階において、すでにこれに賛成していたのである。

裁判所への提出段階で、すでに更生計画案に賛成していた債権者らが、その後、被告が計画以上の利益を上げていたことを知りながら、あえて、ことさら、その人員削減完遂に強い関心を持ったり、その人員削減完遂を賛成の条件にするなどということはおよそありえない（仮に百歩譲って、債権者が被告の人員計画に何らかの関心を示すことがあったとしても、その対象は、更生計画案に明記されたグループ連結人員数の削減状況になるはずである）。

債権者の「人員削減完遂に関する強い関心」や「人員削減完遂を求める強い意向」を踏まえて、「更生計画案に対する賛成を得るために整理解雇方針を決定・公表する必要があった」とする片山証人の説明は、全くの虚構と言わざるを得ない。

「債権者の同意を得ていない」と言わなければ、自らが構築したストーリーが全部崩れてしまうから

債権者の事前賛意に関する片山証人の虚偽証言

ところで、片山証人は、2011 年 9 月 16 日の証人尋問期日（客室乗務員訴訟）において、更生計画案の提出段階における債権者の同意の有無に関して質問され、次のとおり証言した。

（原告代理人）提出の段階では、ほぼ同意を得ているのが通常と思うんですけれども、それでよろしいですか。

（片山証人）　必ずしもそうではありません。

（原告代理人）じゃあこの更生計画提出時に、主要債権者の同意は得ていなかったんですか。

（片山証人）　それはそのとおりです。

（原告代理人）得ていなかったのですか。

（片山証人）　話はしておりましたけれども。

（原告代理人）説明はしていましたよね。

（片山証人）　説明はしておりました。

（原告代理人）それで、これじゃ困ります、変えてくださいというわけじゃなかったでしょう、提出時に。普通、それでは出せないですものね。

（片山証人）　債権者の意向は、その段階では不明確でした。

（原告代理人）分からなかったんですか。

（片山証人）　はい。

片山証人は、最大の債権者である DBJ が、２０１０年８月３１日の時点で、更生計画案に「賛成する意向」であると機構宛に通知したこと（２０１０年８月３１日付「DBJ」ホームページ）を知らなかったのであろうか。それとも忘れてしまったのであろうか。

いずれも否としかいいようがない。更生計画案を裁判所に提出する管財人として最大の関心事は、主要債権者の意向である。DBJ が本件更生計画案に「賛成する意向」を通知してきたことを、片山証人が、「知らなかった」とか、「忘れた」とかいうことはおよそあり得ない。

では、なぜ、片山証人は、事実に反して、「（債権者の同意を得ていないというのは）そのとおりです」と証言したのであろうか。

なぜ、彼は、DBJ の「賛成の意向」がこれ以上ないくらい明確だったのに、その事実に反し、「債権者の意向はその段階では不明確でした」と証言したのであろうか。

その答えは簡単明瞭である。そのように言わなければ、「債権者の人員削減に対する強い関心や意向を踏まえ、更生計画案への賛成票を獲得するためには整理解雇方針を

決定・公表する必要があった」という自らが構築したストーリーが全部崩れてしまうからにほかならない。

裁判所への提出段階で、すでに更生計画案に賛成していた債権者が、その後、被告が計画以上の利益を上げていたことを知りながら、あえて、ことさらに、その人員削減完遂に強い関心をもったり、人員削減の完遂を賛成の条件にしたりするということはありえない。

主要債権者が、更生計画案の提出段階から賛成の意向を有していた事実が明らかになった以上、「債権者の賛成票を獲得するためには整理解雇方針を決定・公表する必要があった」とする片山証人の説明が全くの虚構であったことは、もはや覆い隠すべくもない。

整理解雇方針を公表したから債権者の賛成を得たわけではない

片山証人は、２０１０年１１月１５日に整理解雇の方針を公表したことと、更生計画案の可決に足りる賛成票が集まったこととの間に関係があるかように証言したが、そのような「関係」を裏付ける客観的な証拠は全くない。

片山証人は、「（11 月)15 日に発表して、ようやく 18 日、実は期限の 1 日前にようやく法的多数がとれたという状況でした。」と証言するが、18 日に法定多数の賛成票が集まったことを示す客観的な証拠も全くない。

また、仮に、法定多数の賛成票が集まったのが、片山証人がいうように投票締切日の前日である２０１０年１１月１８日だったとしても、主要債権者は、更生計画案が裁判所に提出される段階から賛成の意向を有していたのであるから、そのことと同月１５日に整理解雇方針を公表したこととの間に因果関係は存在しない。もともと賛成するつもりだったものがたまたま１１月１８日に投票したというにすぎない。

すでに述べたとおり、債権者の関心は、更生計画案どおりの弁済がなされるかどうかの点にあり、そのことを基礎づけるのは被告の収支状況である。
その判断の対象となるのは 2010 年 10 月までの累計収支であるが、この時点で被告は、すでに年度目標の 641 億円を 2 倍以上上回る 1327 億円もの連結営業利益を計上していた。コスト削減も対修正計画比 128 億円もの超過削減となっていた。
債権者が更生計画案の提出後の事情として考慮したのは、このような収益改善の点なのであって、債権者の賛成を得るために、整理解雇方針の決定・公表が必要だったなどといえないことは明かである。